

# 2020 MOTORCYCLE SPORTS RULES

## 付則 18

### 国内モトクロス仕様



全日本IB OPEN、全日本レディースクラス、地方選ナショナル (NA)、地方選ジュニアクロスは、「付則17 モトクロス基本仕様」に加えて「付則18 国内モトクロスの仕様」も適用される。当該クラスは、参加者のコストを抑制、安全性の保持、更に公平性を維持しながらハイレベルなレースを目指し全ての参加者が充足感を得られるレースとすることを基本理念とする。

※国際A級、地方選インターナショナルオープン、地方選ノービス (NB)、2st125クラス等の公認車両適用外のクラスは付則18国内モトクロスの仕様は適用されない。

※承認格式クラスの規則は主催者により、適用される場合がある。

## 1 クラス区分

格式	クラス	車両規則	ライセンス							排気量		最多気筒数	最多変速段数
			MXIA	MXIB	MXNA	MXNB	MXJ	PC	他	2ストローク	4ストローク		
[公認] 全日本	IBOPEN	MFJ公認車両 (基本仕様+国内仕様)	×	○	×	×	×	×	-	100ccを超え125ccまで 175ccを超え250ccまで	175ccを超え250ccまで 290ccを超え450ccまで	1	6
	レディース	MFJ公認車両 (基本仕様+国内仕様)	○	○	○	○	○	×		65ccを超え85ccまで	85ccを超え150ccまで	1	6
[公認] 地方選	ナショナル (NA)	MFJ公認車両 (基本仕様+国内仕様)	×	×	○	×	×	×	-	175ccを超え250ccまで	290ccを超え450ccまで	1	6
	ジュニアクロス (JX)	MFJ公認車両 (基本仕様+国内仕様)	×	×	×	×	○	×	-	65ccを超え85ccまで	85ccを超え150ccまで	1	6

## 2 出場車両

- 2-1 この規則は、全日本国際B級、全日本レディースクラス、地方選ナショナル (NA)、地方選ジュニアクロスに適用される。
- 2-1-1 ※承認格式クラスの規則は主催者により、適用される場合がある。
- 2-1-2 車両はスポーツ専用市販車または一般市販車としMFJが公認したもの。
- 2-2 車両規則  
車両は国内競技規則および付則17モトクロス基本仕様、付則18国内モトクロスの仕様を示されているすべての条件に適合していること。

### 3 車両重量

3-1 各クラスの最低車両重量は半乾燥重量で下記のとおりとする。

クラス	エンジン排気量		最低車両重量（半乾燥）	
65cc	65cc まで		2st	53kg
85cc	65cc を超え	85cc まで	2st	63kg
	100cc を超え	150cc まで	4st	71kg
85cc (Large Wheels)	65cc を超え	85cc まで	2st	65kg
	100cc を超え	150cc まで	4st	73kg
1	175cc を超え	250cc まで	2st	98kg
	290cc を超え	450cc まで	4st	99kg
2	100cc を超え	125cc まで	2st	88kg
	175cc を超え	250cc まで	4st	95kg

3-2 半乾燥重量とは走行可能な状態から燃料を抜いた値とする。

3-3 ダミーウエイトによる車重の調整は認められない。

3-4 レース後の計測においては1%の許容誤差が許可される。

### 4 音量

4-1 すべての車両の音量測定は、「2mMAX方式」で行う。

4-2 すべての公認競技会で開催されるクラスの音量規制値は、最大で114dB/Aとする。

### 5 互換性

5-1 フレーム打刻型式とエンジン打刻型式のいずれも同一モデル内で、一切の追加工無しで単品、またはアッセンブリーで組み付け可能な部品については相互に互換が許可される。

5-2 下記の部品は同一メーカーかつ公認車両同士で相互に互換性があれば流用することが許可される。

5-2-1 ミッションアッセンブリーまたは単品

5-2-2 フロントフォークアッセンブリーまたは単品でボルトオンで取り付けられるもの

5-2-3 リヤサスペンションユニットおよび、リヤサスペンションリンケージ部品でボルトオンで取り付けられるもの

5-2-4 リヤフォーク（スイングアーム・リヤアーム）アッセンブリーまたは単品

5-2-5 キャブレター

5-2-6 スロットルボディ

5-2-7 インジェクター

5-2-8 燃料ポンプおよびプレッシャーレギュレーター

5-2-9 シリンダーコンプリート

5-2-10 シリンダーヘッドコンプリート

5-2-11 ピストンおよびピストンリング

5-2-12 ボルトオンタイプのサブフレーム

### 6 燃料

6-1 燃料はMFJが定める無鉛ガソリンを使用しなければならない。

付則17モトクロス基本仕様 [④燃料、燃料／オイルの混合液／冷却水] (272頁)

6-2 大会特別規則（全日本モトクロス特別規則等）により、ガソリンの銘柄および供

給方法が指定される場合、それに従わなくてはならない。

## 7 マシン仕様

以下に明記されていない全ての部品は、MFJが公認した車両に取り付けられた部品からの「変更（オリジナルのパーツまたは仕様を、他のパーツ・仕様に置き換える行為）」、「改造（オリジナルのパーツに対して切削、追加、研磨を行う行為）」は認められない。

部品が破損した場合の修理、ならびに当該車両メーカーの販売する公認車両と同一部品との交換は認められる。

また、互換性が認められる部品は、[[5]互換性]（308頁）の条項に従って変更することが許可される。

### 7-1 下記部品は改造、変更が許可される

- 7-1-1           ホイール／タイヤ／スプロケット／ドライブチェーン
- 7-1-1-1       ホイール（リム、カラー、スポーク、ハブ含む）  
ホイールの本体構造は公認車両と同一でなければならない。
- 7-1-1-2       タイヤ
- 7-1-1-3       スプロケット  
ドライブ（エンジン）スプロケットおよびドリブン（リヤ）スプロケットの変更は許可される。ただし、取付構造は公認車両と同一でなければならない。  
使用できる材質は、鉄またはアルミ合金製のものに限定される。
- 7-1-1-4       ドライブチェーン  
ドライブチェーンの変更は許可される。ただし、サイズおよび材質は、公認車両に装備されたものと同一でなければならない。
- 7-1-1-5       その他詳細については付則17モトクロス基本仕様 [[3-13]ホイール]（300頁）、[[3-14]モトクロスタイヤ]（300頁）を参照。
- 7-1-2           ブレーキ
- 7-1-2-1       ブレーキディスク  
ブレーキディスクの変更は許可される。（公認車両に装備されたものとの形状変更、大きさの変更も可能）ただし、ディスクの取り付け位置および材質は公認車両と同一でなければならない。
- 7-1-2-2       油圧ブレーキライン
- 7-1-2-3       ブレーキパッド
- 7-1-2-4       ブレーキディスクカバー
- 7-1-2-5       ブレーキキャリパー  
ブレーキキャリパー本体の改造および変更は認められない。  
ピンスライドタイプのキャリパーブラケットに限り変更が許可される。  
ただし、ブラケットの取り付け位置および材質は公認車両と同一でなければならない。
- 7-1-2-6       その他詳細については付則17モトクロス基本仕様 [[3-10]ブレーキ]（300頁）による。
- 7-1-3           ハンドルバー／ハンドコントロール／レバー類
- 7-1-3-1       ハンドルバー  
ハンドルバーとハンドコントロール（レバー・スイッチ含む）の改造・変更は許可される。ただし、エンジンキルスイッチはハンドルグリップを握った位置で、指の届く所に設置しなければならない。

- 7-1-3-2 ハンドルグリップ
- 7-1-3-3 ケーブル（クラッチ、スロットル）
- 7-1-3-4 ブレーキレバー、クラッチブラケット、クラッチレバー
- 7-1-3-5 その他詳細については付則17モトクロス基本仕様 [3-6]ハンドルバー] (298頁)・[3-7]コントロールレバー]・[3-8]スロットルコントロール] (299頁)」による。
- 7-1-4 シート
- 7-1-4-1 シートの改造および変更が許可される。ただし、公認車両に改造なしで取付けられること。
- 7-1-5 フロント・リヤマッドガード（フェンダー）／サイドカバー（ゼッケンプレートを含む）／ラジエターシュラウド
- 7-1-5-1 フロント・リヤマッドガード（フェンダー）／サイドカバー（ゼッケンプレートを含む）／ラジエターシュラウドの変更は許可される。ただし、基本的な外観形状は公認車両に装備されたものと同形状でなければならない。材質の変更は許可されるが、カーボンファイバーは使用できない。
- 7-1-5-2 その他詳細については付則17モトクロス基本仕様 [3-11]マッドガードおよびホイールプロテクション] (300頁)」による。
- 7-1-6 エキゾーストシステム
- 7-1-6-1 エキゾーストパイプおよびサイレンサーの変更は許可される（材質、配置の変更も可能）。ただし、各クラスの音量規制に関する必要条件をすべて満たさなければならない。
- 7-1-6-2 その他詳細については付則17モトクロス基本仕様 [3-4]エキゾーストパイプ] (297頁)による。
- 7-1-7 スプロケットカバー
- 7-1-7-1 公認車両に装着されたスプロケットカバーと同等の機能（強度、保護範囲）を有するものが必ず装着されていなければならない。材質は指定されない。
- 7-1-8 ボルト、ナット類
- 7-1-8-1 ボルト、ナット、ワッシャーの変更は許可される。ただし、材質は公認車両と同一でなければならない。
- 7-1-9 フットレスト、ブレーキペダル、チェンジペダル
- 7-1-9-1 フットレスト（ブラケット含む）・ブレーキペダル・チェンジペダルの改造、変更は許可される。ただし、フットブラケットの取付け位置は、公認車両と同一でなければならない。
- 7-1-9-2 フットレストブラケット取付強度を増す為に行う、公認車両のブラケット取付部への溶接による補強は認められる。
- 7-1-9-3 その他詳細については付則17モトクロス基本仕様 [3-9]フットレスト] (299頁)による。
- 7-1-10 スパークプラグ
- 7-1-10-1 スパークプラグおよびプラグキャップ、ハイテンションコードの変更は許可される。
- 7-1-11 オイル、フルード類
- 7-1-11-1 エンジンオイル、ミッションオイル、ブレーキフルード、サスペンションオイル、グリス類はどのようなものでも使用できる。
- 7-1-12 ガasket類
- 7-1-12-1 ガasketの変更は許可される（材質の変更も可能）。
- 7-1-12-2 シリンダーヘッドガasketおよびシリンダーベースガasketの厚さ変更によ

- る、圧縮比の変更は許可される。
- 7-1-13 塗装およびデカール
- 7-1-13-1 車体およびエンジンの色は自由とするが、ナンバープレート部は、付則17モトクロス基本仕様 [3-15]ナンバープレート] (301頁) を守らなければならない。
- 7-1-14 チェーンガイド
- 7-1-14-1 チェーンガイドの改造、変更、追加は許可される。
- 7-1-15 フロントフォークおよびフロントフォークブラケット
- 7-1-15-1 フロントフォークスプリングおよびカラーの改造、変更が許可される。
- 7-1-15-2 フロントフォークブラケット (アッパーブラケットおよびアンダーブラケットアッセンブリー) は、ハンドルバーの変更時を含め改造、変更が許可される。
- 7-1-16 リヤサスペンションスプリング
- 7-1-16-1 スプリングの改造、変更およびカラーの追加は許可される。ただし、公認車両に装備されたりヤサスペンションに改造なしで取付けられなければならない。
- 7-1-17 ホールショットデバイス
- 7-1-17-1 ホールショットデバイスが装備されていない公認車両に、ホールショットデバイスを追加 (フロントおよびリヤ) することが許可される。ただし、ホールショットデバイスの追加に伴う、サスペンションおよびリンク機構等の改造、変更は認められない。
- 7-1-17-2 フロントフォークカバーの改造、変更が許可される。ただし、公認車両と同じ位置に取り付けられなければならない。
- 7-1-18 フューエルコック
- 7-1-18-1 フューエルコックの変更が許可される。ただし、公認車両に装備された燃料タンクに改造なしで取付けられなければならない。
- 7-1-19 フューエルホースおよびコネクター
- 7-1-19-1 フューエルホースおよびコネクター (クイックタイプ含む) の変更が許可される。
- 7-1-20 フューエルベントライン
- 7-1-20-1 フューエルベントラインの改造および変更が許可される。
- 7-1-21 エレメントおよびフィルター
- 7-1-21-1 エアフィルターエレメント、オイルエレメント、フューエルフィルターの変更が許可される。
- 7-1-21-2 後付けのフューエルエレメントの追加が許可される。
- 7-1-22 樹脂製のジェネレーターカバー
- 7-1-22-1 ジェネレーターカバーの追加および変更が許可される。
- 7-1-23 キックレバー
- 7-1-23-1 キックレバーは改造または変更が許可される。ただし、公認車両と同じ位置および方法でキックシャフトに取り付けられなければならない。
- 7-1-24 クラッチ
- 7-1-24-1 BTL (バックトルクリミッター) の装備されていない車両へのBTLの追加およびBTL装備車両へのBTL機構なしクラッチの装備への変更が許可される。
- 7-1-24-2 自動遠心式クラッチへの変更も併せて認められる。
- 7-1-24-3 7-1-24-2のクラッチ機構変更を含め、下記クラッチ関係部品の改造および変更が許可される。
- 7-1-24-3-1 クラッチハウジング (アウター)
- 7-1-24-3-2 クラッチセンター (インナー)

- 7-1-24-3-3 フリクションプレート
- 7-1-24-3-4 フリクション（クラッチ）ディスク
- 7-1-24-3-5 クラッチスプリング（ワッシャー含む）
- 7-1-24-3-6 プライマリードライブ／ドリブンギヤー（ただし、ギアレシオは公認車両と同等でなければならない。）
- 7-1-24-3-7 プレッシュャープレート
- 7-1-24-3-8 クラッチカバー
- 7-1-24-3-9 クラッチ作動方式は油圧式→ケーブル式、またはケーブル式→油圧式への変更が許可される。ただし、クランクケースの改造なしで、ボルト・オンの部品変更で可能なものに限る。
- 7-1-25 ワイヤハーネスおよびスイッチ類
- 7-1-25-1 ワイヤハーネスおよびスイッチ類の改造、変更および追加が許可される。

## 7-2 下記部品は一部において改造、変更が許可される

- 7-2-1 フレーム・サブフレーム
- 7-2-1-1 フレーム交換の場合は、公認車両と同一部品に限定される。フレームには製造メーカーの車両識別番号（シャーシ・ナンバー）が刻印されていなければならない。ただし、止むを得ず車両識別番号を失った場合は、付則15モトクロス競技規則 [16 車両検査16-2]（273頁）に記載された条件を満たせば使用が許可される。
- 7-2-1-2 サイドスタンドブラケットの削除は許可される。
- 7-2-1-3 エンジンガードプレートを追加するためのフレームへの改造は許可される。
- 7-2-1-4 フレームへのガゼット追加は、修理を目的とする場合のみ許可される。
- 7-2-1-5 ボルトオンタイプのサブフレームは、同一車両メーカーで、かつ公認車両同士であれば相互流用することが許可される。
- 7-2-1-6 フレーム、サブフレームへの塗装・デカールは許可される。ただし、研磨は禁止。
- 7-2-2 エアボックス〈※国際B級は付則18-1国際B級の仕様（314頁）参照〉
- 7-2-2-1 雨天時の防水防泥対策は許可される。
- 7-2-3 キャブレター
- 7-2-3-1 キャブレターの型式および口径は公認時の状態でなければならない。
- 7-2-3-2 キャブレターのセッティングは、取り外し可能なセッティングパーツ（ジェット、ニードル、スロットルバルブ、バルブスプリング等）により、使用状況に適したセッティングに変更することが許可される。
- 7-2-4 フューエルインジェクション
- 7-2-4-1 公認車両のスロットルボディ、インジェクター、燃料ポンプおよびプレッシュャーレギュレーターは公認時の状態でなければならない。
- 7-2-4-2 ECU（エンジン・コントロール・ユニット）は、内部のプログラムおよびデータを含めたユニットの変更・交換が許可される。
- 7-2-4-3 サブコンピューターの追加が認められる。
- 7-2-5 シリンダーヘッド〈※国際B級は付則18-1国際B級の仕様（314頁）参照〉
- 7-2-5-1 シリンダーヘッドに材質を追加したり機械加工で取り除いたり、改造することは禁止。  
ただし、各ポートまたは燃焼室のカーボン除去程度のポリッシングは許可される。
- 7-2-6 シリンダー〈※国際B級は付則18-1国際B級の仕様（314頁）参照〉
- 7-2-6-1 各ポートのバリ取りやカーボン除去程度のポリッシング（過度な表面磨きによる

- 寸法の変更は認められない)は許可される。
- 7-2-6-2 2ストローク車のリードバルブアッセンブリーは変更することが許可される。
- 7-2-6-3 シリンダーヘッドとの合わせ面(上面)の歪み是正のための表面仕上げは許可される(歪みの目安は0.05mmを限度とする)。
- 7-2-7 ガードプレート
- 7-2-7-1 クランクケース/ギヤボックス/クラッチカバー/ジェネレーターカバーを保護する目的で追加としてガードプレートを取りつけることは許可される。
- 7-2-7-2 ガードプレートを追加するためのフレームへの改造は許可される。
- 7-2-7-3 チタン材質は認められない。
- 7-2-8 ローター(マグネット)
- 7-2-8-1 ローター(マグネット)によるイナーシャの変更は許可される。
- 7-2-9 フロントフォークのインナーチューブおよびリヤサスペンションダンパーロッドへのコーティング加工
- 7-2-10 フロントフォークアウターチューブおよびリアサスペンション外筒へのアルマイト処理

## 8 各部の仕上げ調整

---

各部の仕上げ調整とは、公認車両時の基本仕様を変更することなく各製造メーカーがマニュアルで指示している仕上げ調整をいう。

## 9 追加の装備

---

下記装置は基本的に使用することが禁止される。

- 9-1 テレメトリーは、付則17モトクロス基本仕様 [[6]テレメトリー] (305頁)」による。
- 9-2 その他データ収集装置

## 10 本規則の施行

---

本規則は2020年1月1日より施行する。

# 付則18-1 全日本国際B級の仕様

## 1 マシン仕様

---

- 1-1 エアボックス  
エアボックスは変更、改造してもよい、エアボックスの材質は自由とする。
- 1-2 シリンダーヘッド  
シリンダーヘッドは公認車両の状態のものとし、下記改造が許可される。
- 1-2-1 シリンダーヘッドの各ポートおよび燃焼室に関しては通常のチューニングして施されるポーティングまたはポリッシングは許可される。
- 1-2-2 シリンダーヘッドガスケット面の表面加工は許可される。
- 1-2-3 圧縮比は変更しても良い（ただし、2ストローク車の一次圧縮比は変更できない）。
- 1-3 シリンダー  
シリンダーは公認車両の状態のものとし、下記改造が許可される。
- 1-3-1 2ストローク車両における通常のチューニングとして施される各ポートのポーティングまたはポリッシングは許可される。  
また、ポーティングによるポートタイミングの変更も許可される。
- 1-3-2 シリンダーベース面の表面加工は許可される。  
その他の仕様は全て「付則18国内モトクロス仕様」に準ずる。

## 2 本規則の施行

---

本規則は2020年1月1日より施行する。

# 付則18-2 50ccクラスの仕様について

## 1 基本理念

モーターサイクルスポーツの入門クラスとして参加者のコスト抑制・安全性の保持とともに公平性を維持し、勝敗を主とせず誰もが楽しめ充足感を得られるクラスとすることを基本理念とする。

## 2 クラス区分

クラス	エンジン排気量	最多気筒数
50	~50cc	1

## 3 装備

- 3-1 ヘルメット 第3章「競技会」[[16]ライダーの装備] (44頁)を参照のこと
- 3-1-1 ヘルメットはMFJがモトクロス用として公認したものでなければならない。
- 3-1-2 MFJ公認ヘルメットにはMFJ公認マークが貼付されている。  
※MFJ公認マークの見本は19頁参照  
※MFJ公認ヘルメットリストは422頁参照
- 3-1-3 競技会の車両検査時にヘルメットの検査が行われ、検査に合格しなかったヘルメットは、MFJの公認したヘルメットであっても当該ライダーの安全上、その使用が禁止される。  
〈使用が認められない例〉
- 1) 帽体本体の樹脂部分に至る損傷（ひび割れ）があるもの
  - 2) 帽体本体の樹脂部分を削るようなスライド痕があるもの
  - 3) 帽体本体の発泡スチロールの緩衝材に損傷（ひび割れ・窪み等）のあるもの
  - 4) アゴ紐取り付け部、Dリング取り付け部、紐自体の劣化等ヘルメットの固定に支障のあるもの
  - 5) シールドのある場合、シールド固定部の損傷、シールド自体にひび割れのあるもの
- 3-2 ヘルメットおよび装備品へのウェアラブルカメラ等の装着は禁止する。
- 3-3 ゴーグル  
ガラスを用いたゴーグルの使用は一切禁止される。枠は柔軟な素材を使用したもので、転倒による衝撃を受けた場合でも危険でないものでなくてはならない。
- 3-4 ライダーの服装
- 3-4-1 服装は、レース中ライダーの身体の安全を確保し、車両の操縦を防げるものであってはならない。
- 3-4-2 自由な動作を妨げない長袖のジャージと長ズボンを着用しなくてはならない。
- 3-4-3 適切な素材製のグローブと、ヒザ下までを保護する皮革または皮革と同等の強度を持った樹脂等で形成されたブーツの着用が義務付けられる。
- 3-4-4 バックプロテクター・チェストガード（プレストガード）・ニーブレース等のプロテクター類を装着することが強く推奨される。
- 3-4-5 下記の保護部位は、ウェアに皮革製のパッドが装備されているか、または衝撃緩衝効果のある素材（発泡ウレタン等）で覆うことが強く推奨される。ウェアにパッドが装備されていない場合は、外側が硬質の素材で内側は衝撃緩衝効果のある素材で出来た別体式のプロテクターを下記部位に装備することが強く推奨される。

<保護部位：肩、ヒジ、腰部およびヒザ>

- 3-4-6 マウスガード（マウスピース）  
口の怪我防止のために、カスタムメイドのマウスガードが装着を推奨される。  
マウスガードの色は、口の中の出血が見分けやすいように赤色以外の明るい色が望ましい。  
常時噛み合わせをしていないと固定されないタイプのものは、誤飲防止の為、使用を禁止する。

### 4 下記以外の改造、変更は認められない。

以下に明記されていない全ての部品は、メーカー製造状態で取り付けられている同一部品からの「変更（オリジナルパーツまたは仕様を、他のパーツ・仕様に置き換える行為）」、「改造（オリジナルパーツに対して切削、追加、研磨を行う行為）」は認められない。

※ただし、部品が破損した場合の修理、ならびにメーカー製造状態で取り付けられている同一部品との交換は認められる。

- 4-1 タイヤ（フロント／リヤ）  
4-1-1 ただし、タイヤサイズは公認車両のホイールに装着できるものでなければならない。  
4-2 スパークプラグ  
4-2-1 スパークプラグは変更できる。  
4-3 プラグキャップ  
4-3-1 プラグキャップおよびハイテンションコードは変更できる。  
4-4 ハンドルグリップ  
4-4-1 ハンドルグリップは変更できる。  
4-4-2 ハンドルグリップ以外のハンドル部品の公認車両からの変更、改造は一切認められない。  
ただし、ハンドルバー単体で交換ができる構造の車両に限定し、ハンドルバー、スロットルスリーブ、スロットルワイヤーを交換できる。  
4-4-3 ハンドルバーのクロスバー上に保護パッドを取り付けなければならない。クロスバーのないハンドルバーの場合は、ハンドルバーの中央にハンドルクランプを広くカバーするパッドを取り付けなければならない。  
4-5 シート  
4-5-1 シートは変更できる。ただし、公認車両に改造なしで取り付け出来ること。  
4-6 塗装、デカール  
4-6-1 塗装、デカールは変更できる。  
4-7 エンジン／ミッションオイル、サスペンションオイル、ブレーキフルード、グリス類  
4-7-1 エンジン／ミッションオイル、サスペンションオイル、ブレーキフルード、グリス類は変更できる。  
4-8 キルスイッチ  
4-8-1 キルスイッチは変更できる。  
4-9 ステップ  
4-9-1 ステップは変更できる。ただし、一切の追加・加工は認められない。  
4-10 キャブレター  
4-10-1 メインジェットはメーカーが出荷する純正部品に限り交換できる。外部から調整できるスクリュウ類の調整もできる。ただし、メインジェット以外のジェット類

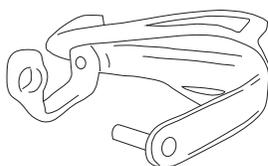
- の交換は禁止。
- 4-11 スプリング
- 4-11-1 スプリングおよびカラーは変更できる。ただし、公認車両のサスペンションに改造なしで取り付けが出来ること。
- 4-12 バンプラバー
- 4-12-1 バンプラバーは変更できる。ただし、公認車両のサスペンションに改造なしで取り付けが出来ること。
- 4-13 ラジエターシュラウド、フロント・リヤマッドガード（フェンダー）、ゼッケン（フロント・両サイド）、サイドカバー
- 4-13-1 ラジエターシュラウド、フロント・リヤマッドガード（フェンダー）、ゼッケン（フロント・両サイド）、サイドカバーは交換できる。ただし、公認車両に装備されたものと同じ材質でなければならない。
- 4-14 チェンジペダル、ブレーキペダル
- 4-14-1 チェンジペダル、ブレーキペダルは変更または改造ができる。ただし、材質は公認車両と同じかまたは鉄でなければならない。
- 4-15 ホイール
- フロントおよびリヤホイールは、スポークとニップルに限り変更できる。ただし、リムおよびハブ公認車両のものを改造なしで使用しなければならない。スポークとニップルを変更する場合、スポークおよびニップルの取り付け方法と材質は公認車両と同じでなければならない。
- 4-16 ブレーキレバー、クラッチレバー
- 4-16-1 ブレーキレバー、クラッチレバーは変更できる。ただし、材質は公認車両と同じかまたはアルミニウムに限定される。
- 4-17 ドライブチェーン
- 4-17-1 ドライブチェーンは変更できる。ただし、チェーンサイズと材質は公認車両と同じでなければならない。
- 4-18 ドリブン（リヤ）スプロケット
- 4-18-1 ドリブン（リヤ）スプロケットは変更できる。ただし、ドリブン（リヤ）スプロケットの材質は、鉄またはアルミニウムに限定され、公認車両のホイールに改造なしで取り付けられること。

## 5 注意事項（よくある質問）

- 5-1 メーカー製造状態で取り付けられている場合を除き、ピードストッパーを使用する為の改造は禁止。
- 5-2 サイドスタンドは、取り外すことができる。  
※サイドスタンドを取り外さない場合、走行中にぶつからない様にしっかりと固定しなければならない。
- 5-3 ハンドプロテクターが使用される場合には、非粉砕材質の樹脂製でなければならない。
- 5-3-1 ハンドルバー先端に固定される形状のものは使用できない。
- 5-3-2 金属製材質のもの（樹脂製ガードの内側に金属製材質の支柱で全面が囲われている形状のものを含む）は使用できない。

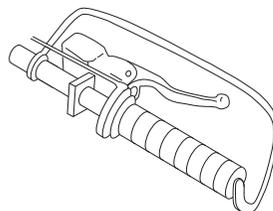
<使用できない例>

×



バーエンドに固定される形状

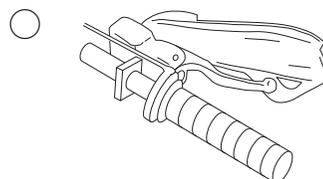
×



金属製材質の支柱で囲われている形状

<使用可能例>

バーエンドに固定されず、非粉碎樹脂であり、  
金属製材質等でハンドルが囲われていない形状



- 5-4 マフラーやサイレンサーの変更・改造は禁止。  
※メーカー製造状態からの溶接（加工）のあるものは、一切認めらない。
- 5-5 キャブレターの型式および口径の変更・改造は禁止。
- 5-6 スプロケットの変更・改造は禁止。
- 5-7 メーカー製造状態からの排気量アップ（ボアおよびストロークアップ）は禁止。
- 5-8 車両に関する抗議があった場合は、当該ライダーのピットクルーが車検場にて分解を行い車検にて検査される（分解の範囲はキャブレターのみとする）。  
※規則に違反した場合、ライダーだけでなく、保護者に対し罰則が科せられることがある。

## 6 本規則の施行

本規則は2020年1月1日より施行する。

# 2020年チャイルドクロス(承認50ccクラス)開催概要

## 1. 参加資格

小学校3年生以下(2011年4月2日以降に生まれた方)でMXPCライセンスまたはMXジュニアライセンス所持者を対象とします。※大会開催日時時点で小学校4年生以上の方は参加することができませんのでご注意ください。

## 2. 出場車両

「付則18-2 50ccクラスの仕様について(315頁)」に準じた、排気量50cc以下のモトクロス車両に限定されます。

## 3. 開催日程

北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州のMX地方選手権シリーズの承認併催クラスとして開催されます。全日本選手権シリーズに併催されるチャイルドクロスは、当該地区地方選手権シリーズ承認併催クラスの中の1戦として開催されます。

## 4. エントリー方法

出場希望者は、各大会の大会特別規則に則り、各大会のエントリー期間内に必要事項を全て記入し、主催者の指定するエントリー先へ直接お申込み下さい。

エントリー用紙：全日本併催大会用…MFJオンラインマガジンからダウンロード可 <http://www.mfj.or.jp>

地方選手権併催用…各地区MFJ加盟団体ホームページにてご確認ください。

エントリー料金：全日本併催大会…下記参照

地方選手権併催…各地区MFJ加盟団体ホームページにてご確認ください。

チャイルドクロス

1大会 出場料(本体+消費税10%)：6,500円(5,909円+591円)

## 5. 競技内容

① 原則として、選手受付～車検～公式練習～決勝まで全てを日曜日に行います(原則予選はありません)。

② Aクラス(国内メーカー)とBクラス(外国メーカー)の混走とし、最低成立台数は合計2台以上とします。

※詳細は「9. レース成立とポイント付与の条件について(320頁)」を参照して下さい。

③ 決勝レース時間：全日本併催大会…8分+1周

地方選手権併催…各地区MFJ加盟団体ホームページにてご確認ください。

④ スタート方式は、原則として、スターティングマシンを使用しない(一列に整列し日章旗で合図する)方式で行います。

●エンジンをかけた状態でラインに整列(前輪をスタートライン内側)する。

●右手をヘルメットにつけスタート合図を待つ。

●日章旗を地面から上に振り上げ、スタート合図とする。

※スタートの台数は、各主催者が決定します。また、スターティングマシンを使用して行われる場合もあります。(公式通知・大会特別規則に則る)

## 6. 適用される規則

2020年国内競技規則付則18-2「50ccクラスの仕様について」(315頁)と併せて各大会特別規則を厳守しなければなりません。なお、各大会にて行われるライダーズブリーフィングには、保護者1名とライダー本人が必ず出席して下さい。

## 7. ピットクルーの登録について

PCライセンスで出場される場合、ライダーとともにライセンスに登録されている保護者1名をピットクルーとして登録することが可能です。MXジュニアライセンスで出場するライダーのピットクルーを登録する場合は、ピットクルーライセンス所持者でなければなりません。ピットクルーの登録人数は、1ライダーにつき最大2名までとします。

### 8. ポイントの管理と賞典

MFJ加盟団体事務局において、各地方選手権シリーズ開催クラスと同様に、シリーズでポイントが管理されます。適用されるポイントスケールは、各地区大会特別規則に則ります。

- ①Aクラス（国内メーカー車両）、Bクラス（外車メーカー車両）それぞれのクラスでポイントが管理され、年間で最も多くポイントを獲得したAクラスの選手1名、Bクラスの選手1名を地区シリーズチャンピオンとし、「MFJ全日本ランキング認定表彰式」における特別賞表彰対象者として認定致します。
- ②ポイントで同点が発生した場合、全日本ランキング決定基準を参考に、優勝回数の多い者を優先、優勝が同回数の場合は、2位の回数の多い者、2位が同回数の場合は3位の回数……として優先順位が決定されます。
- ③万一、不成立や中止により開催された競技会またはクラスが、開催予定数の50%未満となった場合は、シリーズチャンピオンとして認定されません。
- ④他地区とチャンピオンが重複した場合でも、次点の選手の繰り上げは致しません。

※地方選手権併催大会の大会特別規則やランキングは、各MFJ加盟団体のホームページ（25頁）にてご確認ください。

### 9. 「レース成立とポイント付与の条件」について

#### ① レース結果の表し方

- チャイルドクロスは、Aクラス/Bクラスの車両が混走し、レース結果はAクラスの順位、Bクラスの順位を分別し、それぞれ別に発表されます。
- Aクラス/Bクラスそれぞれのレース結果順位に合致したポイントが与えられます。

例① … Aクラス/Bクラスが3台混走し、総合でAクラス選手が1・3位、Bクラス選手が2位であっても、Aクラスのレース結果として1～2位、Bクラスのレース結果として1位と反映します。

ただし、この場合、Aクラスには1位と2位に該当するポイントが与えられますが、Bクラスはポイント対象外となります。（ポイントのつけ方は、③をご参照下さい）

#### ② レース成立

- チャイルドクロスは、Aクラス/Bクラスの車両が混走し、合計で2台以上（2台含む）の出場台数があれば、レースは成立とみなされます。

例② … Aクラス1台、Bクラス1台（計2台）の出場台数があれば、当該競技会のチャイルドクロスのレースは成立とみなされます。

（2015年度から最低出走台数の規定が2台以上で成立することに改訂されました）

#### ③ ポイント管理

- ただし、Aクラス/Bクラス、それぞれに2台以上（2台含む）の出場台数が無ければ、**シリーズポイントランキングは対象外**となります。（つまり、例②の場合、合計2台なのでレースは開催されますが、Aクラス/Bクラス、各1台の為、それぞれのポイントは付きません … ※シリーズランキング上は、“不成立”の扱いとなります。）
- シリーズランキングにおいて、開催予定数の50%以上が成立しなかったクラスは、シリーズチャンピオンとして認定されません。
- ポイントは、レース結果ごとに、地区特別規則で定められたポイントスケールを基準とし、Aクラス/Bクラス、それぞれのランキングを分別し、シリーズで各地区MFJ加盟団体にて管理されます。

例③ … Aクラス車両3台、Bクラス車両1台（計4台）の出場台数の場合は、**Aクラスは2台以上の為ポイントランキングの対象**となりますが、**Bクラスは1台の為、ポイントランキングの対象外**となります。